

×居リタル矢先事業主ハ特別ノ縁故關係ニアルニ名ノ従
業員(第議ニ不参加)ニ對シ昇給セシメタルニ依リ組合本
部ニ至リ協議セル結果九月十日午後七時三十分 組合本
部 松井政吉 糸島喜志夫ト共ニ事業主ヲ訪問 別記(一)
歎願書ヲ提出セルニ因ル

六、經 過

(一) 組合本部員松井政吉 糸島喜志夫ノ両名ハ九月十五日午
後三時三十分事業主ヲ訪問シ會見交渉セルモ昇給條項ニ
テ双方ノ意見對立シ妥協スラ見ズ午後五時三十分退去セ

(二) 九月十七日組合本部 松井政吉 糸島喜志夫ハ従業員
一 同ト共ニ事業事業主ヲ訪問シ午後七時ヨリ會見交渉シ
タル結果労資ノ妥協ナリ午後十一時別記 (三) 覺書ノ通り解
決セリ

七、警察事故 ナシ
右及申(通)報候也

別記 (一)

嘆 願 書

- 一、時間外勤務手当トシテ午後八時ヲ過ヤタル場合ハ一時間ニ付
金二十銭ヲ加給セラレタシ
- 二、月給六十五圓ニ昇給セラレタシ
- 三、構造装置並ニ過重積載ノ科料ハ事業主ニテ金額負擔セラレタ
シ
- 四、公務中事故費ハ事業主ニテ金額負擔セラレタシ
- 五、就業停止中ノ給料ハ金額支給セラレタシ
- 六、退職手當制度ヲ制定セラレタシ
- 七、父母妻子不幸ノ場合ハ一週間ノ有給休暇ヲ支給セラレタシ